

第Ⅲ部

わが国の防衛のための諸施策

第4章

国民と防衛省・自衛隊

第1節 防衛力を支える基盤

第2節 防衛省・自衛隊と地域社会・国民とのかかわり



防衛力は、国の安全保障を最終的に担保するものであり、その機能は他のいかなる手段でも代替し得ない。防衛力の中核である自衛隊は、そのために必要な組織を整えるだけでなく、任務を遂行するためには、国民の理解と支援を得ることが不可欠であり、また、人的¹および物的な基盤を整えることが重要である。

このような観点から本章では、

- 防衛省・自衛隊の組織

- 隊員の募集・採用から教育訓練・人事施策、さらに退職して再就職に至る一連の流れ
 - 各種装備の共通基盤である情報通信の取組など（以上、第1節）
 - 国民の理解と協力を得るべく地域社会・国民との間で行っている防衛省・自衛隊の活動や施策（第2節）
- 以上の4点について説明する。

第1節 防衛力を支える基盤

防衛力の基盤には、まず組織と人的基盤があげられる。装備・システムの運用だけでなく、組織の運営なども結局は、隊員一人ひとりの力量にかかっている。特に近年、防衛省・自衛隊¹は、新たな安全保障環境下で、任務の多様化・国際化、装備の高度化に対応する必要がある、

従来にも増して、質の高い人材の確保・育成や必要な教育訓練の実施など、人的基盤の充実が重要となっている。

本節では、こうした防衛省・自衛隊の組織と人的基盤の確立や情報通信能力強化のための取組および技術研究開発の充実について説明する。

1 防衛省・自衛隊の組織

防衛力の中核である自衛隊は、わが国の防衛という国家存立にとって最も基本的な役割を担う専門の組織であり、そのために必要な各種機能を備えたさまざまな部隊、機関で構成されている。

1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊は、わが国の防衛という任務を全うするため、実力組織である陸上・海上・航空自衛隊（陸・海・空自）を中心に、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部など、さまざまな組織で構成されている。

（図表Ⅲ-4-1-1・2 参照）

2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣および2人の防衛大臣政務官が防衛大臣を助ける。また、事務次官が防衛大臣を助け、事務を監督することとされているほか、基本的方針の策定について防衛大臣を補佐する防衛参事官が置かれている。

さらに、防衛大臣を補佐する機関として、内部部局、統合幕僚監部（統幕）および陸上・海上・航空幕僚監部（陸・海・空幕）が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長および局長はその所掌に応じ、防衛大臣が統合幕僚長（統幕長）または陸上・海上・航空幕僚長（陸・海・空幕長）に対し指示・承認

1) 人的基盤に関する件については、防衛大綱および中期防衛力整備計画でも指摘されている。なお、防衛大綱および中期防衛力整備計画については、Ⅱ部2章参照

1-1) 「防衛省」と「自衛隊」は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛省」という場合には、陸上・海上・航空自衛隊の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

図表Ⅲ-4-1-2 防衛省の組織の概要

組 織	概 要
陸上自衛隊 (巻末の「主要部隊などの所在地」参照)	<ul style="list-style-type: none"> ○方面隊 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の師団、旅団やその他の直轄部隊（施設団、高射特科群など）をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面の防衛に当たる。 ○師団および旅団 <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成
海上自衛隊 (同上)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛艦隊 <ul style="list-style-type: none"> ・護衛艦隊、航空集団（固定翼哨戒機部隊などからなる。）、潜水艦隊などを基幹として編成 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛に当たる。 ○地方隊 <ul style="list-style-type: none"> ・5個の地方隊があり、主として担当区域の警備および自衛艦隊の支援に当たる。
航空自衛隊 (同上)	<ul style="list-style-type: none"> ○航空総隊 <ul style="list-style-type: none"> ・3個の航空方面隊および南西航空混成団を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務に当たる。 ○航空方面隊 <ul style="list-style-type: none"> ・航空団（戦闘機部隊などからなる。）、航空警戒管制団（警戒管制レーダー部隊などからなる。）、および高射群（地对空誘導弾部隊からなる。）などをもって編成
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の幹部自衛官を育成するための機関 <ul style="list-style-type: none"> ・将来の幹部自衛官を育成するための教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。 ○一般大学の修士および博士課程に相当する理工学研究科（前期および後期課程）および修士課程に相当する総合安全保障研究科を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・高度の知識および研究能力を修得させるための教育訓練を行う。
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<ul style="list-style-type: none"> ○医師である幹部自衛官となるべき者を養成する機関 <ul style="list-style-type: none"> ・医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練（学校教育法に基づき医学教育を行う大学の設置に準拠した教育を含む。）をつかさどる。 ○学校教育法に基づく医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・高度の理論および応用についての知識ならびにこれらに関する研究能力を習得させるための教育訓練を行う。
防衛研究所 (東京都目黒区)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省のいわばシンクタンクに当たる機関 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の管理および運営に関する基本的事項の調査研究を行う。 ・戦史に関する調査研究および戦史の編さんを行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理
情報本部 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> ○軍事情報の収集・分析を行う防衛省の中央情報機関 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など、各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えた上で、省内各機関に対する情報提供を実施する。 ・本部と6つの通信所で構成。
技術研究本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○装備に関する研究開発を一元的に行う機関 <ul style="list-style-type: none"> ・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。 ・対象となる分野は、各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機をはじめとして核・生物・化学兵器（NBC）対処や被服に至るまで幅広い。
装備施設本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達契約事務および建設工事の実施事務（一部）を一元的に行う機関 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な装備品などとは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など ・建設工事の実施事務のうち、技術的基準の作成、計画の審査などを行う。
防衛監察本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場からチェックする機関 <ul style="list-style-type: none"> ・会計手続きや入札手続きその他の業務全般を対象として、法令遵守の観点から、第三者的な目で業務が適正に行われているかを厳しくチェックする。
地方防衛局 (全国8つ)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方における防衛行政全般についての機能を担う地方支分部局 <ul style="list-style-type: none"> ・地方における施設行政、装備品の調達、地方公共団体および地域住民の理解および協力の確保にかかわる事務を行う。 ・北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄の8つの局が所在

3 防衛省の組織改編など

昨年9月、防衛施設庁の入札談合事案などを踏まえた各種検討を経て、次のとおり大規模な組織改編が行われた。

- 防衛施設庁を廃止し、防衛省本省に統合。
- 政策立案機能強化のため内部部局を改編。
- 防衛監察本部を新設。
- 防衛省の地方の拠点として地方防衛局を新設。

また、本年7月に公表された「防衛省改革会議」の報告書においては、防衛省における司令塔機能強化のための組織改革についても示された。

参照 > IV部1節 (P296)



防衛監察本部発足式

2 防衛省・自衛隊の職員の募集・採用

1 募集

防衛省・自衛隊が各種任務を遂行するためには、質の高い人材を確保することが必須の要件であり、自衛官をはじめ、さまざまな制度で防衛省・自衛隊の職員を募集・採用している¹。

参照 > 資料59 (P382)

このため、全国50か所（北海道に4か所、全都府県に各1か所）の自衛隊地方協力本部において、都道府県、市町村、学校、募集相談員などの協力を得ながら募集業務を行っている。また、地方公共団体は、自衛官の募集事務の一部を行うこととされており²、防衛省は、そのための経費を地方公共団体に配分している。

今後、少子化などにより、募集環境はますます厳しくなることが予想されており、地域社会に密着したこれら地方公共団体、関係機関などによる募集協力が不可欠である。



地方協力本部による募集活動

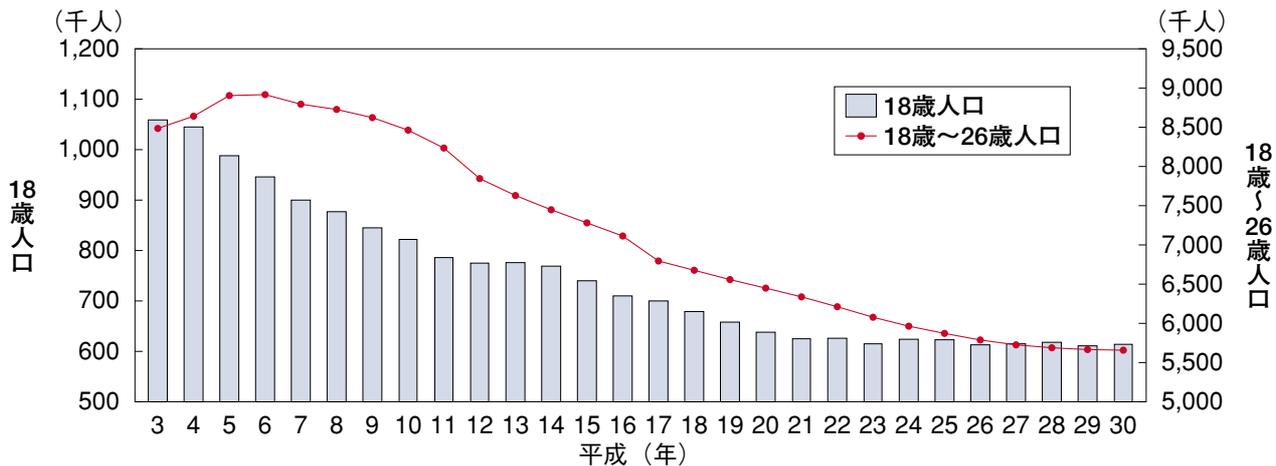
(図表Ⅲ-41-3 参照)

参照 > 資料60 (P382)

1) 自衛官の募集については、<<http://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/>>参照

2) 募集期間の告示、応募資格の調査、志願票の処理と受験票の交付、試験期日・試験場の告示、試験に必要な場所と施設の提供、および広報宣伝など。

図表Ⅲ-4-1-3 2士男子募集対象人口の推移



資料出所：平成16年以前および平成18年は、総務省統計局「我が国の推計人口（大正9年～平成12年）」および「人口推計年報」による。
 平成17年は総務省統計局「国勢調査報告」による人口を基に国立社会保障・人口問題研究所が、年齢「不詳人口」を按分補正した人口である。
 平成19年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成18年12月の中位推計値）による。

2 採用³

(1) 自衛官

自衛官は、志願制度（個人の自由意思に基づく入隊）の下、一般幹部候補生、一般曹候補生⁴、2等陸・海・空士などとして採用⁵される。そして、その職務の特殊性のため、一般の公務員とは異なる⁶人事管理を行っている。

その中でも、一般の公務員と比べ大きく異なる点は、自衛隊の精強さを保つため、「若年定年制」と「任期制」という制度をとっている点である。「若年定年制」は、一般の公務員より若い年齢で定年退職する制度である。また、「任期制」は、2年または、3年という期間を区切って採用する制度である。採用後、各自衛隊に入隊した自衛官は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育を受け、その後全国の部隊などへ赴任する。

なお、基本的な教育を終えるまでに、各人の希望や適

性などに応じて、その進むべき職種・職域が決定される。

参照 > 資料61～63 (P382～383)



初めて制服を着た新入隊員

3) 採用情報については<<http://www.mod.go.jp/j/saiyou/>>参照

4) 18歳以上27歳未満（一般曹候補生については24歳未満）の者を曹候補者である自衛官に採用する制度として、06（平成18）年度まで「一般曹候補生」および「曹候補士」の二つの制度を設けていたが、一般曹候補生制度の長所である曹候補者としての自覚の醸成という視点を活かしながら、曹候補士制度の長所である個人の能力に応じた昇任管理を採り入れた新たな任用制度として、両制度を整理・一本化し、昨年度の募集から「一般曹候補生」として採用している。

5) これまで3等陸・海・空士として採用されていた自衛隊生徒のうち、海上自衛隊および航空自衛隊生徒については、07（平成19）年度採用を最後に、以降の募集を行わないこととした。一方、陸上自衛隊生徒については、09（平成21）年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更する予定である。

6) 自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務に当たる必要があることから、国家公務員法第2条で特別職の国家公務員と位置付けられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

防衛施設庁の廃止と庁史編さんに携わった隊員の声

南関東防衛局企画部地方調整課環境対策室長

たかはし あきら
高橋 晃

(当時：防衛施設庁総務部総務課企画室補佐)

防衛施設庁は、平成18年1月の談合問題を契機として、昨年9月に廃止・本省に統合されました。その決定を知って職員は驚き、そして言いようのない寂しさに浸りました。多くの防衛施設庁を愛する先輩方も同様であったと思います。

このような中、北原防衛施設庁長官(当時)の発意により、全庁的な体制によって、廃止・統合までに『防衛施設庁史』を編さんすることが決まり、私たち5名の総務課職員は「総括チーム」として資料の収集、文案作成、レイアウトなど全て未経験の仕事に連日深夜まで従事することとなりました。

防衛施設庁の歴史はそのままわが国の基地問題の歴史です。進駐軍の時代、自衛隊の発展・拡充の時代、沖縄の返還、そして廃止・統合に揺れる最中においても、防衛施設庁の職員は、特別調達庁・調達庁の時代と同様に、時の政府の重要課題となった数々の基地問題の最前線を担ってきました。これとあわせて地元側の動向も含めた基地問題の概観・変遷の記録として『庁史』を編さんすることを考えました。しかし、残された時間は少なく作業は平坦ではありませんでした。

一方で、かつての基地問題の当事者である先輩方や地元関係の方々から直接お話を伺ったことは知的刺激に満ちた経験で、著名な基地問題の現場にタイムトリップすることが度々ありました。

このような編さん作業の中で、防衛施設庁に課せられた防衛施設の取得・安定的運用の確保という任務がいかに困難なものかを改めて認識するとともに、厳しい状況においても職責を果たすべく黙々と努力された先輩方を思い胸が熱くなることもありました。このような努力がわが国の安全保障の礎となったと確信します。

そして、『庁史』は廃止・統合の直前に完成しました。この時手にした『庁史』の感触と重みは忘れられません。その出来映えは読む方々の判断を待たねばなりません、当初の目的の大部分は達成できたのではないかと考えています。

今、改めて『庁史』を読み返してみても、『庁史』に掲載されている寄稿は地元関係の方々からのものも含めて、「防衛施設庁の廃止後も基地問題は存在し続ける。その解決のため一層の努力を期待する。」というメッセージを私たちに送っていると思えます。新しい体制となって1年が経過しますが、この期待に応えるためにも、今回の組織改編を真に有意義なものとするためにも、不断的な努力が私たちに求められていると思えます。

参照 > 「防衛施設庁史」 <<http://www.mod.go.jp/j/info/choushi/>>



防衛施設庁史編さんに携わった総括チーム(中央が高橋室長)

(2) 即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補⁷⁾ ア 予備の要員を保有する意義

自衛官の数は、平素は必要最小限で対応している。このため、有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要を早急に満たさなければならない。この所要

を急速かつ計画的に確保するため、わが国では即応予備自衛官、予備自衛官および予備自衛官補の三つの制度を設けている⁸⁾。

特に、主として自衛官未経験者を対象とする予備自衛官補制度は、防衛基盤の育成・拡大を図り、予備自衛官

7) <<http://www.mod.go.jp/j/defense/yobiji/index.html>>参照

8) 諸外国でも、予備役制度を設けている。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

新入隊員の声（陸自一般幹部候補生）

陸上自衛隊 第1高射特科群

3等陸尉

つちやがいと あき
土屋垣内 晶

あなたは今、輝いていますか？

私は今、北海道の陸上防空の一翼を担う第一高射特科群で勤務しています。

思い起こせば約1年前、ふと目にした「守りたい人がいる」というキャッチフレーズに心魅かれ、私は、自衛官としての第一歩を踏み出しました。人の役に立つ仕事は世の中にたくさんありますが、日本の平和と独立を守り、国民のみなさんを守るという陸上自衛隊の任務は、私にとって大きな魅力でした。

大きな夢と希望を抱いて、幹部候補生学校に入校しましたが、最初は慣れない生活に戸惑うことばかり。自分の未熟さや理想と現実とのギャップにくじけそうになることもありました。それでも、悩んでいる暇などなく、数々の訓練に100km徒歩行進を含む総合演習など、さまざまな伝統行事が私たち候補生を鍛えてくれました。1つ1つ目の前の山を乗り越えていくうちに、自分が少しずつ成長していることに気づき、その成長を感じる時、そこにはいつもかけがえのない同期と見守ってくださる指導部の存在がありました。

昨年12月、私は幹部候補生学校を卒業し、約3か月という短い期間ではありましたが、陸上自衛隊の骨幹をなす普通科職種で隊付教育を受けました。北海道は釧路の第27普通科連隊で、格闘訓練、各種射撃訓練、市街地戦闘訓練、スキー行進や冬季検閲など、普通科隊員の一員として訓練に参加し、部隊の実情と戦闘員精神を目の当たりにしました。第27普通科連隊で培った「戦闘員精神」は、今後も私の中に生き続けることでしょう。

今年の3月、私は、熱望していた高射特科部隊で勤務することになり、3等陸尉に任官しました。自衛官として、一人の戦闘員であることはもちろんですが、今後は幹部として、部隊の団結の核心となっていくことが求められます。陸上自衛隊は、人と人とのつながりを大事にする組織です。私自身も、人と人との関係の中で、人は理屈だけで動かされるのではなく、感情によってつき動かされることも多々ある、ということを日々感じています。まだ知識も経験も少ない私が、幹部として隊員を統率していくには、何が必要なのでしょう。迷ったとき、私がいつも思い出すのは、幹部候補生学校での恩師の要望事項であった「情熱と誠」という言葉です。幹部として、戦略的・戦術的思考が欠かせないの言うまでもありませんが、「情熱と誠」を胸に、己の使命を自覚し、1人1人の隊員を愛することが、部隊の団結につながるのだと思っています。

女性自衛官は数も少なく、幹部となればその道は険しいものかもしれません。それでも、これまで多くの女性自衛官が活躍していますし、今後も女性が輝ける道は拓かれています。部隊の華として、私自身が輝き続けることが部隊の団結を強化し、ひいては精強な部隊の育成につながるのだと、私は信じています。



スキー行進訓練を行う土屋垣内3尉



武装障害走を行う土屋垣内3尉

を安定的に確保し、医療、語学などにおける民間の優れた専門技術を有効に活用することを目的として制度化されたものである。

予備自衛官補制度には、一般と技能の二つの採用区分があり、技能の採用区分では、医療従事者、語学、情報処理などの技能資格者を採用している。

予備自衛官補は、自衛官として勤務するために必要な

教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用されるが、近年では、医療従事者の資格で採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、医官として統合防災訓練に参加したり、語学の資格により採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、通訳として日米共同方面隊指揮所演習に参加するなど各分野で活躍している。

参照 > 資料64~65 (P384~385)

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

新入隊員の声（海自航空学生）

海上自衛隊 第201教育航空隊 航空学生

2等海曹

いのうえともはる
井上智晴

（現所属：第202教育航空隊）

私は、山口県下関市にある海上自衛隊小月航空基地で、航空学生として操縦教育を受けています。

私は、幼少の頃から飛行機が大好きで、ずっと飛行機、大空に憧れを抱いておりパイロットになることが夢でした。しかし、1度目と2度目の航空学生の試験は合格をすることができませんでした。その理由は、私の視力不足にありました。しかし、私は諦めることなく、3度目の受験に臨みました。すると3度目の受験の際には視力の制限が大きく緩和され、ついに私は念願の航空学生に合格することができたのです。

この経験から、「夢は諦めなければ実現させることができる。」ということを学びました。

航空学生の課程は、入隊後の約2年間を小月教育航空隊において過ごし、数学や英語、物理といった基礎学力や海上自衛官として必要な体力および精神力を身に付けます。

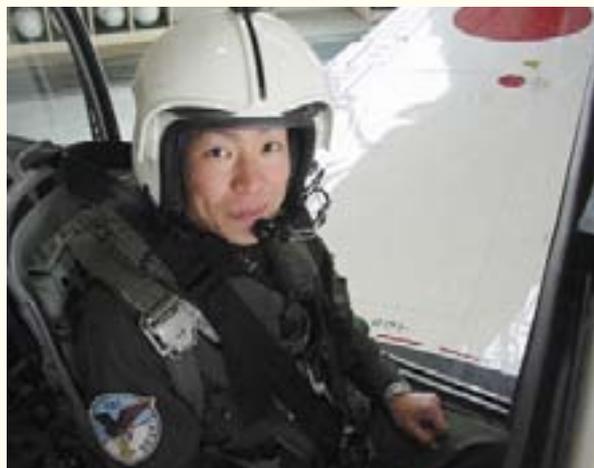
この2年間を終了すると、いよいよ第201教育航空隊での操縦教育が始まります。そして今、私は第201教育航空隊で、夢を実現するための第一歩である操縦訓練に励んでいます。ここでは、まず飛行機に慣れ、一人で離着陸できることを身に付けなければなりません。

そして、初めて操縦桿を握って、わずか20時間程度で単独飛行を経験します。単独飛行では、頼りになる教官は同乗していません。単独飛行に出ることができる喜びと、飛行機の運航の責任はすべて自分にあるというプレッシャーの中でフライトを行います。しかし、単独飛行で青い大空を独り占めしたとき、今までの苦労が苦労でなくなっていくます。私が初めて単独飛行に出た日の感動は今でも忘れることができません。

その後は、アクロバット飛行や計器飛行、航法、編隊飛行を行います。先日の航法訓練では、郷里の上空を飛行することができました。自分の育った町の上空を自分の操縦で飛行できるなど夢にも思っておらず、大きな感動を得ました。

このような感動を体感できるのも教官方の親身な教育のおかげと考えます。時には厳しい指導もありますが、それは命にかかわることだからです。

私は、希望どおり固定翼操縦士に要員区分されました。1日でも早く一人前のP-3Cのパイロットとなり、日本の海上防衛の最前線で活躍できるよう、これからも訓練に励んでいきたいと思ひます。



操縦席の井上2曹

イ 雇用企業の協力

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などに就いているため、必要な練度を維持するには、仕事のスケジュールを調整し、休暇などを利用して、訓練招集や教育訓練招集に応じる必要がある。したがって、これらの制度を円滑に運用するためには、彼らを雇用する企業などの理解と協力が不可欠である。特に、即応予備自衛官については、年間30日の訓練招集に応じるため、雇用企業

などに、不在時の業務調整や休暇取得の配慮など、必要な協力を求めることになる。

このため防衛省は、即応予備自衛官を雇用する企業などの負担を軽減し、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、訓練参加などのために所要の措置を行っている雇用企業などに対し、即応予備自衛官雇用企業給付金を支給している。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

新入隊員の声（空自一般曹候補生）

航空自衛隊 航空教育隊第1教育群 一般曹候補生 2等空士 たかはしひろき 高橋大葵

皆さんは、どんな夢を実現したいですか。

私には、社会に貢献できる仕事に就きたいという夢があります。この夢を叶えるためには、どうすればいいか日々考えていた時、偶然、父の知り合いから地方協力本部の方を紹介してもらい、航空自衛隊で自分の夢を実現させようと決意しました。

特に、部隊勤務を通じて、その基幹隊員となる空曹自衛官を養成するコースである一般曹候補生は、やり甲斐のある制度と思い、入隊しました。

入隊前は自衛隊が具体的にどのような仕事をしているのか、よく理解していませんでした。しかし、実際に入隊して自衛隊の仕事を知れば知るほど、日本の安全のため、世界の平和のために必要不可欠な仕事であると思うようになりました。

現在は、第1期一般曹候補生として、航空教育隊で自衛官としての基礎となる教育を受けています。一人前の航空自衛官になるための土台作りであるこの時期の教育は、訓練など心身ともに厳しい課目もありますが、周りの仲間から励まされたり、また逆に、仲間を励ましたり、一つ一つ着実に学んでいます。また、この課程を卒業して、一日でも早く3等空曹に昇任し、仲間から信頼される空曹となるよう日々努力していこうと思います。そして、国際協力活動や災害派遣活動に参加し、日本のために貢献できる隊員になりたいと思います。航空自衛隊には多くの部隊がありますが、私は救難の部隊で勤務したいです。

また、可能ならば、この航空自衛隊の中でパイロットになるチャンスを見つけ、チャレンジしたいと思います。なぜなら、パイロットになることが、私のもう一つの夢だからです。

最後に、決して今の志を忘れることなく、自分の夢に向かって悔いを残さないよう常に最善を尽くして頑張っていきたいと思っています。



敬礼の訓練を受ける高橋2士（向かって右側）

(3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万3,000名の事務官、技官、教官などが隊員として勤務している。これらの隊員は、主に国家公務員採用Ⅰ種、防衛省職員採用Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験の合格者から採用され、Ⅰ・Ⅱ種採用者は共通の研修を受けたうえで、さまざまな分野

で業務を行っている。

事務官は、内部部局での防衛政策の立案、自衛隊の管理・運営の基本に関する業務、情報本部などの情報業務、全国各地の部隊などにおける自衛隊の運営に必要な行政事務（総務、基地対策など）、後方支援業務（整備・補給など）などに従事している。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

砕氷艦「しらせ」乗員の声

海上自衛隊 砕氷艦「しらせ」 海曹長 まつもとよしひこ 松本美彦

(現所属：横須賀基地業務隊補充部付)

私は、今回で南極地域観測協力行動は3回目の参加です。76（昭和53）年、海に憧れて海上自衛隊に入隊し5年後の81（昭和58）年（第25次）に現「しらせ」の処女航海に参加することが出来ました。最初は見るもの全てが珍しく、感激のまま月日が過ぎたような気がします。

一昨年、23年振りに「しらせ」に乗艦し南極に着いたときには、様変わりした昭和基地に目をみはりました。特にハイテク装置が多く、情報収集では国内と変わらないくらい進歩していました。23年前は、衛星電話と電報があったぐらいで、5か月後帰国した時などはニュースや芸能情報に戸惑いを感じたものです。

「しらせ」の主任務は昭和基地への物資輸送で、その他に、昭和基地における基地作業支援、野外観測支援、洋上における海洋観測支援などがあります。これらの作業は全て定められた期間内に完了しなければならないので、毎日の天候が一番の気がかかりとなります。「しらせ」が活動する期間、南極は一応夏ですが、最低気温はマイナス10℃を超えることもあり、各種作業における防寒対策もかなりのものになります。また、屋外の作業は、紫外線が強いためサングラスなしでは目を痛めたり、日焼け防止対策もしないと、数時間で雪焼けになったりといろいろ障害も出てきます。乗組員はそれらを克服しながら任務達成に向け、毎日頑張っています。

「しらせ」後継艦は本年4月に進水し、物資のコンテナ化、大型輸送ヘリの搭載など、現「しらせ」以上に輸送能力の効率化が図られます。また、観測隊の収容人数も現60名から80名となり、研究観測、基地設営など大きく進展すると思います。今後も南極地域観測協力支援において国民の期待に添えるよう、また、「ふじ」「しらせ」と40年以上にわたり先輩達が築き上げてきたよき伝統を引き継がれて行くものと確信しております。



技官は、技術研究本部などで、防衛力の技術的水準の維持向上を図るために必要な研究開発などに取り組んでいる。教官は、防衛研究所で自衛隊の管理・運営に関する基本的な調査研究を行ったり、防衛大学校や防衛医科大学校などで、質の高い隊員を育成するための教育に取り組んでいる。

技官、教官で、本年3月末において、博士号を取得している者は602名である。

なお、これらの事務官などが中心となって職務に従事している防衛省の各機関においても、自衛官としての知識が必要な部門を中心に、陸上・海上・航空自衛官が事務官などと協同で各種業務に従事している。

3 日々の教育訓練¹⁾

自衛隊は、わが国の防衛をはじめとする各種任務を遂行するため、指揮官をはじめとする各隊員の高い能力・

知識・技能や部隊の高い練度の維持が必要である。そして、いかなる場面でも実力を発揮できる態勢にあることが求められている。これは、各種事態における自衛隊の迅速・的確な対処を可能とすると同時に、わが国への侵略を意図する国に対し、それを思いとどまらせる抑止力としての機能を果たしている。

教育訓練は、このような人的な面で自衛隊の任務遂行能力を強化するための最も重要な基盤である。このため、自衛隊は、種々の制約の中、事故防止などの安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊を練成するとともに、即応態勢の維持・向上に努めている。



積雪時の射撃訓練を行う陸自隊員



短艇（カッター）漕走訓練中の海自隊員



低圧訓練実施中の空自隊員

1) 教育訓練の細部については、各自衛隊のホームページに掲載：陸上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/gsd/>>、海上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/msdf/>>、航空自衛隊<<http://www.mod.go.jp/asdf/>>参照

1 自衛官の教育

(1) 教育の現状

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行にとって不可欠な要素である。このため、自衛隊の学校や教育部隊などで、在職期間全体を通じた階級や職務に応じた教育など、段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識および技能を修得させている。

また、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、それらを自衛隊内で修得するのが困難な場合などには、海外留学を含め、部外教育機関²、国内企業、研究所などに教育を委託している。今後も隊員の資質と知識・技能をさらに高めるため、広く部外教育機関などの協力を得つつ、教育を委託していくこととする。

参照 > 資料66 (P385)

(2) 統合教育

06（平成18）年3月から、統合運用体制が開始された。これをより充実させるためには、統合運用に関する知識・技能が不可欠であり、統合教育は重要な基盤の一つである。そこで自衛隊は、各自衛隊の幹部学校³などにおける統合教育をさらに充実させたほか、上級部隊指揮官または上級幕僚となる幹部自衛官が統合教育を受ける統合幕僚学校⁴を主体とする統合教育体系を形成した。

(3) 時代に適合した教育

自衛隊の国際社会での活動の機会や諸外国とのかわりりは、ますます増大している。このため、前述の教育に加え、英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語などの外国語教育を行うとともに、相互理解を目的に留学生を受け入れている。また、国際平和協力活動を迅速かつ継続的に実施し得よう、陸自国際活動教育隊などにおいて国際平和協力活動を実施する上で必要な教育など

を行っている。

参照 > 3章1節・資料67～68 (P386～387)

2 自衛隊の訓練

(1) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務の練度向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な行動を練成することを目的とした部隊の訓練とに大別される。

隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から、大部隊へと訓練を積み重ねながら、部隊間での連携などの大規模な総合訓練も行っている。

参照 > 資料69 (P387)

また、このようなわが国の防衛のための訓練に加え、近年の自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも努めている。

参照 > 資料70 (P388)

(2) 統合訓練

わが国への武力攻撃などが発生した場合に、自衛隊が、その能力を最も効果的に発揮するためには、平素からの、陸上・海上・航空自衛隊の統合訓練が重要である。このため自衛隊は、従来から二以上の自衛隊が協同する統合訓練を行ってきたが、06（平成18）年3月の統合運用体制への移行にともない、統合訓練をさらに充実・強化している⁵。

参照 > 資料69 (P387)

(3) 教育訓練の制約と対応

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境下で行うよう努めており、さまざまな施設・設備⁶を有しているが、制約も多い。

2) 今年度の部外教育機関は、国内では東京工業大学、早稲田大学など、海外では米国防大、ハーバード大学など。

3) 各自衛隊の幹部自衛官などに対する、安全保障や防衛戦略などの教育などを行う各自衛隊の機関

4) 統合幕僚学校（統幕学校）は、統合幕僚監部に附置される学校で、幹部自衛官に対し統合運用に関する教育を行っている。

5) わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを想定した国際平和協力演習、統合国際人道業務訓練などがある。

6) たとえば、陸上自衛隊では、連隊・師団レベルの指揮・幕僚活動を演練するための指揮所訓練センター、中隊レベルなどの訓練を行うための富士訓練センターや市街地訓練場などである。

特に、訓練を行う演習場や空域・海域、射場などが、必ずしも十分な広さとはいえないこと、地域的に偏っていること、使用できる時期に制限があることなどの制約⁷は、装備の近代化などにもない、ますます拡大する傾向にある。また、実戦的な訓練の一つとして実施する電子戦⁸環境下での訓練についても、電波干渉の防止の観点から制約がある。

各自衛隊は、こうした制約に対応するため、限られた国内演習場などを最大限に活用しているほか、国内では得られない訓練環境を確保できる米国およびその周辺海域において、実射訓練や日米共同訓練を行うことなどを通じて、より実戦的な訓練を行うよう努めている。

参照 > 資料71 (P389)

(4) 安全管理

自衛隊の任務が、わが国の防衛であることなどから、訓練や行動に危険がともなうことは避けられない。しかし、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。

安全管理は、不断の見直し、改善が不可欠であり、防衛省・自衛隊が一丸となって取り組むべき重要な課題である。防衛省・自衛隊では、今後も、平素からの艦艇・航空機の運航や射撃訓練時などにおける安全確保に最大限留意するとともに、海難防止や救難のための装備、航空保安無線施設の整備なども進めていくこととしている。

(5) 護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」との衝突事案について

本年2月19日に発生した護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」との衝突事件は、護衛艦が一方の当事者となって、2名が乗船する漁船を転覆させたものである。国民の生命・財産を守るべき自衛隊がこのような事故を起こしてしまい、誠に遺憾であるとともに、極めて重大なことである

と認識している。

事故発生後、直ちに「海上自衛隊事故調査委員会」を設置し、事故原因などの調査を行っており、3月21日には、それまでの調査で明らかとなった内容について、捜査に支障のない範囲で公表し、「あたご」全体の対応について、

- ① 衝突前の見張員の配置やCICの当直員の配置状況も含め、艦全体として周囲の状況などについて見張りが適切に行われなかった。
- ② 「清徳丸」を右舷に見ていることからして、「清徳丸」が「あたご」の右側から近接した可能性が高く、そうであれば「あたご」に避航の義務があったが、「あたご」は適切な避航措置をとっていない。また、衝突直前に「あたご」がとった措置は、回避措置として十分なものではなかった可能性が高い。

と評価したところである⁹。引き続き、防衛省・自衛隊を挙げて、調査を行い、諸対策の具体化に努め、再発防止に取り組んでいく。

航行の安全は、自衛隊の艦艇か一般の船舶かを問わず最も重要なものである。自衛隊の艦艇についても、一般の船舶と同様に、海上交通安全のための一般的なルールである海上衝突予防法や特定の海域に適用される海上交通安全法が適用され、これについて教育訓練を行ってきている。

「あたご」の事故当時の状況や事故原因は、海上保安庁の捜査や海難審判、当省の艦船事故調査委員会による事故調査などにおいて究明されることとなるが、この事故を受けた緊急の対策として、

- ① 事故当日に防衛大臣から艦艇を運用する部隊の長に対して海上交通の安全の確保に関する法令の遵守・徹底、安全航行に関する運航体制の再確認と隊員に対する教育などを通達（「艦艇の安全航行について」）した。
- ② この大臣通達を受け、2月28日、29日、海上自衛隊において、実任務などの緊急時の部隊運用を除き、全ての訓練作業を取り止め、艦艇のみではなく航空機も含め、当直態勢の再点検や見張りの連携要領など運航

7) たとえば、戦車、対戦車ヘリコプター、ミサイル、長射程の火砲、地对空誘導弾（改良ホークやベトリオット）、地对艦誘導弾、魚雷などの射撃・発射訓練については、国内の射場が限られていたり、射程が長く国内では射撃ができないものがある。また、広大な訓練場を要する大部隊の演習、比較的浅い海域で行う掃海訓練や潜水艦救難訓練、早朝や夜間の飛行訓練などにも、さまざまな制約がある。

8) 敵の電磁波を探知し、これを逆用し、あるいは、その使用効果を低下させ、または無効にするとともに、味方の電磁波の利用を確保する活動のこと。

9) <http://www.mod.go.jp/j/news/atago/pdf/siryuu_080321.pdf>参照

態勢の安全点検などを内容とする「運航安全に関する総点検」を行った。

- ③ 本事故の直前まで自動操舵としていたことに関して、自動操舵に係る内規を定めて、いかなる場合に誰の判断で自動操舵にできるのかをできるだけ明確にすべく検討を指示するとともに、(25日から)自衛艦隊においては、こうした内規を定めるまでの間、運航に係る配員の制約がある多用途支援艦を除く各艦艇の通常航海時における自動操舵機能の使用を禁止した。

また、その後も、

- ① 自動操舵装置などの運用の適正化を図るため、海上自衛隊において、自動操舵装置などの統一的な運用基準を定めることとした。
- ② ボイスレコーダーによる音声記録や、レーダーが探知した船舶の航跡記録は、今般のような事故において、事後の調査・分析などに有用であることから、これらの情報を常時記録しうるよう装備・機能の付加などについて検討を進め、音声およびレーダー航跡の自動記録機能などを整備することとした。
- ③ なだしお事案以後、航行安全に関する基礎的技術の向上などを図るため毎年実施されている集中基礎訓練

について、訓練内容を充実させることとした。

事故発生後の防衛大臣への報告については、発生から1時間半余り後の午前5時40分、内閣総理大臣への報告については、発生から2時間近く後の午前6時頃に第一報が報告されており、報告に遅れがあったと言わざるを得ない。

このように、事故の発生から内閣総理大臣、防衛大臣までの報告に時間を要したことは、危機管理上極めて問題である。

こうしたことから、事件・事故の報告などにかかわる通達を即日改正し、重大な事件・事故については、各幕僚長などが直接大臣、副大臣などに対して1時間以内に通報を行うことを明記した。さらに、3月には、①防衛大臣などへの速報体制、②官邸への速報体制、③地方自治体への速報体制をさらに改善するため、これまでの通達を抜本的に見直して緊急事態などの速報にかかわる新たな通達を発出し、①速報の対象となる事態を自衛隊の事件・事故のみならず、緊急事態全般に拡大し、緊急事態を具体的に例示する、②官邸への報告を必ず行うこととし、連絡先を具体化する、③新たに関係地方自治体などに対する通報について記述する、などの改善を行った。

4 隊員の処遇と人事施策など

自衛隊の対応すべき事態は、昼夜の別なく起こるものであり、特に自衛官の職務は、各種の作戦を行うための航空機への搭乗、長期間にわたる艦艇や潜水艦での勤務、落下傘での降下など厳しい側面がある。このため、防衛省・自衛隊は、隊員が誇りを持ち、安心して職務に専念できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当の支給、医療や福利厚生などの充実を図っている。

(図表Ⅲ-4-14 参照)

1 防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討会

防衛省では、人的基盤の重要性を認識し、新しい時代

に向けて、種々の施策¹を推進しているところであるが、近年の急速に進む少子化、自衛官のライフサイクルの変化などを踏まえると、人材の安定的な確保や隊員が安心して職務に専念する環境を整えるため、広範囲にわたる防衛力の人的側面に焦点を当てた抜本的な改革が喫緊の課題となっている。そこで、06(平成18)年9月には、防衛庁長官(当時)を委員長とし、庁(当時)内幹部および部外有識者からなる「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討会」を設置し、その下で各種の調査や検討を実施した。

同検討会は、昨年6月「募集に関する事項」、「在職期間中における事項」、「援護・退職後の措置に関する事項」

1) 男女共同参画への取組については<<http://www.mod.go.jp/j/news/2006/07/12.html>>、次世代育成支援対策の推進については<<http://www.mod.go.jp/j/info/koudou/index.html>>をそれぞれ参照

図表Ⅲ-4-1-4 主な人事施策

項目	防衛省・自衛隊の施策	関連する政府の動きなど
公務員制度改革に関連した検討	<ul style="list-style-type: none"> ○06（平成18）年1月より新人事評価制度の試行を開始 ○留学離職者の費用償還制度、官民交流制度の改善および自己啓発休業の導入については、他の国家公務員とともに法整備を実施 ○国家公務員法等の一部を改正する法律の成立を受け、特別職としての特殊性を十分考慮しつつ、自衛隊員に適用される法律につき検討中 	公務員制度改革について（07（平成19）年4月24日閣議決定）
男女共同参画の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○01（平成13）年、防衛庁副長官（当時）を本部長とする「防衛庁男女共同参画推進本部」を設置し、これまでに各種の施策を実施 ○06（同18）年、同本部において「防衛庁における男女共同参画に係る基本計画」を策定するなど、女性職員の採用・登用の拡大、職業生活と家庭生活の両立支援、女性職員の配置状況などに留意した施設の整備や艦船などの設備の整備などを推進 	男女共同参画社会基本法（99年（同11）年） （注1）
次世代育成支援対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「防衛庁次世代育成支援対策推進委員会」を設置 ○「防衛庁特定事業主行動計画」を策定（特に、男性職員の育児休業や特別休暇の取得促進および庁舎内の託児施設の設置などへの取組） 	次世代育成支援対策推進法（03（同15）年） （注2）
メンタルヘルスにかかわる取組	<ul style="list-style-type: none"> ○03（平成15）年、「防衛庁自殺事故防止対策本部」を設置し、自殺防止施策の検討、自殺予防参考資料の各駐屯地などへの配布などを実施 ○カウンセリング態勢の充実や教育用ビデオの作成・普及を通じた、隊員の意識の啓発 ○メンタルヘルスに関連した課題として、心的外傷後ストレス障害（PTSD: Post-Traumatic Stress Disorder）、惨事ストレスに関する取組を検討 	
准尉や曹の自衛官の活性化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○陸上・海上・航空自衛隊では、曹士自衛官に対する服務指導などの新たな役割を准尉や曹の自衛官に付与。たとえば、海自においては03（平成15）年4月から先任伍長制度を、空自においては本年4月から准曹士先任制度を導入しているほか、陸自においても06（平成18）年から上級曹長制度の試行を開始 	
防衛力の人的側面（マンパワー）についての抜本的改革	<ul style="list-style-type: none"> ○06（平成18）年9月、防衛庁長官（当時）を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討会」を設置し、昨年6月に「募集に関する事項」、「在職期間中における事項」、「援護・退職後の措置に関する事項」および「その他の事項」についての報告書を作成 ○さらに、昨年8月には、防衛副大臣を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的改革実施委員会」を設置し、報告書の内容を着実に実施 	

（注）1 <<http://www.gender.go.jp/9906kihonhou.html>>参照
 2 <<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/suisin.html>>参照
 上記表において、「防衛庁」と記載したものは当時。

および「その他の事項」に分類して検討結果を取りまとめ、報告書²を作成した。

さらに、昨年8月7日に、防衛副大臣を委員長とする

「防衛力の人的側面についての抜本的改革実施委員会」³を設置し、その着実な実施を図ることとしている。

2) 防衛力の人的側面についての抜本的改革報告書については
 <http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report1_5.pdf>
 <http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report2_5.pdf>
 <http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report3_5.pdf>
 <http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report4_5.pdf>
 <http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report5_5.pdf>をそれぞれ参照

3) 同委員会の下、事務次官を長とする幹事会のほか、5つの検討グループ（①検討総括、②人事計画関連施策等、③任用制度・階級給与等、④募集・援護等、⑤退職後施策等）を設けた。

2 自衛隊員の自殺防止への取組

わが国では、98（平成10）年に年間自殺者数が3万人を超え、その後も高い水準で推移しており、深刻な社会問題になっている。自衛隊においても、自衛官の自殺者数は、04（同16）年度に94名と過去最多となり、その後は、05（同17）年度、06（同18）年度はともに93名、昨年度は83名となっている。

自衛隊員の自殺は、隊員個人および残された家族にとっても不幸なことであると同時に、有為な隊員を失うことは、極めて残念なことであることから、防衛省としては、03（同15）年7月、防衛庁長官政務官（当時）を本部長とする防衛庁自殺事故防止対策本部（当時）を設置し、自殺防止のため次のような施策を実施しているが、引き続き、各種施策の強化に努め、自殺防止に取り組んでいくこととしている。

- ① カウンセリング態勢の拡充（部内相談員、部外カウンセラー、メンタルヘルス担当幹部、24時間受付の電話相談窓口）
- ② 指揮官が部下隊員の不調に気づくことができるようになるための教育や一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化
- ③ 春、夏の異動時期に合わせてメンタルヘルス強化期間を設置し、異動など環境の変化をとまなう部下隊員に対する心情把握の徹底や、各種参考資料の配布、講演会の実施など

5 隊員の退職・再就職など

1 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊は、精強さを保つため、先に説明した若年定年制および任期制という制度を採用している。このため多くの自衛官は、一般の国家公務員と異なり、50歳代半ば（若年定年制自衛官）および20歳代（大半の任期制自衛官）で退職することとなっている。

3 殉職隊員への追悼など

50（昭和25）年、警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は、1,700名を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した自衛隊の各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を実施しており、さらに、このような職に殉じた自衛隊員の功績を永久に顕彰し、深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、さまざまな形で追悼を行い、残された御遺族への対応を行っている⁴。



自衛隊殉職隊員追悼式において追悼の辞を述べる
福田内閣総理大臣

このため、自衛官の将来への不安を解消し、在職中に安んじて職務に精励できるようにするとともに、その士気を高め、優れた資質を有する人材を確保するためにも、退職後の生活基盤の安定確保が重要である。

こうしたことから防衛省は、退職予定自衛官の再就職に関する施策を、人事施策における最重要事項の一つと

4) 自衛隊殉職者慰霊碑は、62（昭和37）年に建てられ、その後、風化による老朽化が進んだことから、80（同55）年に建て替えられた。その後、防衛庁本庁庁舎（当時）の市ヶ谷移転に伴い98（平成10）年、自衛隊員殉職者慰霊碑や市ヶ谷に点在していた記念碑などを慰霊碑地区東方に移設し、「メモリアルゾーン」として現在の形に整理された。メモリアルゾーンでは毎年、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。この式は、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛庁長官などが参列して営まれている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘板が納められている。この慰霊碑には、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地および基地において、それぞれ追悼式などを行っている。

図表Ⅲ-4-1-5 就職援護のための主な施策

区分	内容
職業適性検査	○適性に応じた進路指導などを行うための検査
技能訓練	○退職後、社会において通用する技能を付与（大型特殊自動車、情報処理技術、クレーン、自動車整備、ボイラー、危険物取扱など）
自動車操縦訓練	○大型自動車免許を付与
防災・危機管理教育	○防災行政のしくみおよび国民保護計画などの専門知識を付与
通信教育	○定年退職予定の自衛官に対し公的資格を取得し得る能力を付与（社会保険労務士、衛生管理者、宅地建物取引主任など）
業務管理教育	○定年退職予定の自衛官に対し社会への適応性を啓発するとともに、再就職および退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与
就職補導教育	○任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識および再就職に当たっての心構えを付与

図表Ⅲ-4-1-6 再任用制度の概要

区分	事務官など	自衛官
基本的考え方	○現行の定年年齢を維持した上で、60歳代前半に公務内で働く意欲と能力ある職員を再任用	○現行の定年年齢を維持した上で、退職後も自衛官として働く意欲と能力のある者を、大臣が定める業務を行うポストに引き続き再任用
任用形態	○フルタイム勤務 ○短時間勤務	○フルタイム勤務に限定
任期	○1年以内、更新可能	○1年以内（60歳前は3年以内とする予定）、更新可能 ○出勤などの際は、一定の期間（1年～6か月）延長可能
任用上限年齢	○65歳（平成13年度から15年度においては61歳、以後、3年ごとに1年ずつ段階的に引き上げ）	
給与	○職務の級または階級ごとに単一の俸給月額が支給されるほか、通勤手当などの諸手当が支給	

律などの面で優れていること、特に、定年退職自衛官は長年の勤務でつちかわれた高い指導力を有することなどから、雇用主に高く評価されている。

（図表Ⅲ-4-1-5 参照）

2 隊員の離職後の再就職についての規制

自衛隊員の再就職先については、公務の公正性の確保などの観点から、規制が設けられている。具体的には、自衛隊員が離職後2年間に、その離職前5年間に防衛省と契約関係にある営利企業に就職する場合は、防衛大臣などの承認²が必要となっており、昨年、大臣が自衛隊員の営利企業への就職を個別に承認したのは99件（99名）である。

3 再任用制度

再任用制度は、定年後においても引き続き隊員として働く意欲と能力のある者を改めて採用する制度である。本制度により、高齢・有為な人材の積極的活用、雇用と年

してとらえ、再就職に有効な職業訓練や雇用情報の有効活用などの就職援護施策を行っている¹。

就職援護に際しては、地域の援護協力組織などの協力を得る一方、防衛省には独自に職業紹介を行う権限がないため、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得た財団法人自衛隊援護協会が、退職自衛官に対する無料職業紹介事業などを行っている。今後も厳しい雇用情勢が続くことが予想される中、一層安定した雇用を確保するためには、地方公共団体などの協力がますます必要な状況となっている。

なお、再就職した退職自衛官は、製造業やサービス業など幅広い分野で活躍しており、また、地方公共団体において、防災などの危機管理の分野でも採用されている。退職自衛官は、全般的に責任感、勤勉さ、体力・気力、規

1) 具体的には、再就職に有効な知識や技能を身につけるための教育や訓練、退職自衛官の公的部門への採用の推進、各自衛隊などが有する雇用情報のネットワーク化、職業訓練課目の充実による再就職希望者の能力の向上など

2) 自衛隊法第62条（私企業からの隔離）に規定

金の連携の確保を図ることが可能となる。防衛省・自衛隊は、この制度に基づき、本年3月末現在236名を再任用している。また、一般の公務員より早く定年を迎える自衛官が安心して職務に専念する環境を醸成するとの観点

から、自衛官の再任用制度について、従来は1年以内であった任期を、60歳前においては3年以内の任期を可能とするよう、制度を改正する予定である。

(図表Ⅲ-4-1-6 参照)

6 情報通信能力を強化するための取組

情報通信は、指揮中枢と各級司令部、末端部隊に至る指揮統制のための基盤であり、いわば「神経系統」といふべきものである。このため、防衛省・自衛隊は、自衛隊の任務遂行能力に直結する情報通信能力を強化するための取組を重視している。

1 情報通信技術 (IT) 革命への対応

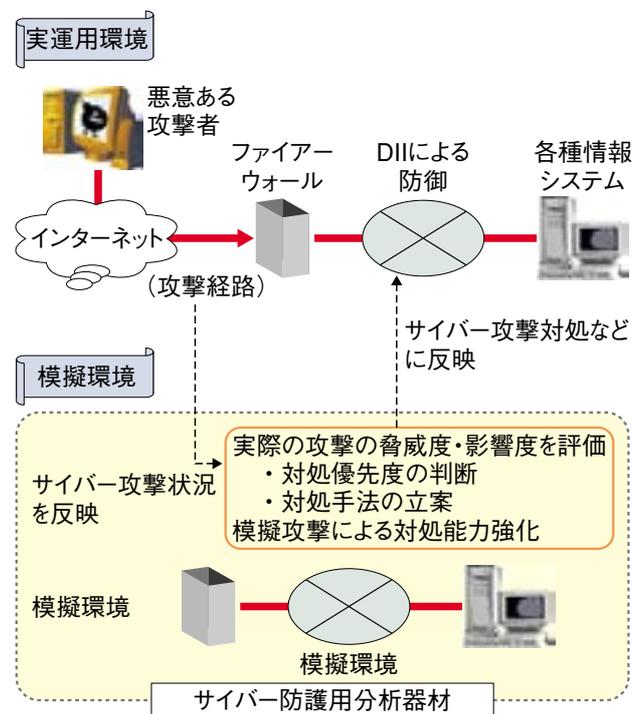
防衛省・自衛隊は、近年の情報通信技術革命に対応すべく、情報優勢¹を追求し、防衛力の統合的かつ有機的な運用を可能とする基盤を体系的に構築するために、①防衛情報通信基盤 (DII) やコンピュータ・システム共通運用基盤 (COE) など、高度なネットワーク環境の整備、②中央指揮システム (CCS) や陸上・海上・航空自衛隊の各種指揮システムの整備など、情報通信機能の強化²、③防衛省・自衛隊のシステムのサイバー攻撃などへの対処など、情報セキュリティの確保を中核とする三つの施策の具現化を進めてきた。

2 今後の情報通信政策 (アクションプラン)

今後、自衛隊の新たな運用ニーズに対応するため、より広範・機動的な情報通信態勢を構築することが課題となっている。この課題を解決するため、指揮通信能力などの強化にかかる政策目標³を設定し、内外の優れた情報通信技術に対応した高度な情報通信態勢の構築を推進している。

その結果、DIIについては、防衛省の大半の情報システムが加入する防衛省・自衛隊が共有するネットワークとして運用され、COEについては、各種指揮システムに適用する共通基盤を構築し、情報システムへの適用を進めているほか、補給、経理などの後方業務に使用する情報システムに適用する共通基盤の構築を進めている。ま

図表Ⅲ-4-1-7
サイバー攻撃対処・評価機能の充実



1) 情報の認知、収集、処理および伝達を迅速かつ確に行うことについて相手方に優ること。
 2) 防衛情報通信基盤 (DII: 防衛省・自衛隊の統一的なネットワーク)、コンピュータ・システム共通運用基盤 (COE: 各自衛隊などが整備しているコンピュータ・システムで共通に利用する基盤的なソフトウェア群)、中央指揮システム (CCS: 陸・海・空各自衛隊などの各種指揮システムとオンライン接続してデータの集約処理などを行う中央指揮システム) の細部については、<<http://www.mod.go.jp/j/library/archives/it/youkou/>>参照
 3) 「指揮命令ライン (縦方向) の情報集約・伝達の充実」、「部隊レベル (横方向) の情報共有の推進」、「サイバー攻撃対処態勢の構築」、「外部との情報共有の推進」、「各種通信インフラの充実」の5つである。

た、サイバー攻撃などへの対処については、防護用器材の導入や対処態勢の整備により、対処能力の強化を図っている。

(図表Ⅲ-4-1-7 参照)

参照 > Ⅱ部2章4節 (P118)

7 技術研究開発の充実

1 技術研究本部での研究開発

防衛省では、厳しい財政事情を踏まえ、民間との切り分けや、わが国が得意とする分野の見極めなどを考慮し、研究事業の選択と集中を行うため、技術研究本部において、今後重点的に取り組むべき技術分野や各技術分野毎の取組の方向を明らかにした、中長期技術見積り¹⁾を策定した。

また、運用面のニーズをこれまで以上に見据えつつ、最新の科学技術を取り込んで研究開発を行うため、新たな研究開発手法を取り入れている²⁾。

装備品のライフサイクルを通じた性能、スケジュール、コストの最適化を図る観点では、装備品を創出する構想・研究および開発段階での、性能・コストなどにかかる複数の提案の比較による分析を徹底していくこと、さらに、装備品が配備された後も、それをフォローアップして改善などを実施していくことが効果的であり、研究開発体制への取組として継続的に検討を行っている。

参照 > 資料72~73 (P389~390)

2 民生分野との関係強化

防衛省における研究開発については、防衛大綱および中期防衛力整備計画において、「産官学の優れた技術の積極的導入」に努めることとされている。

技術研究本部においては、民間における優れた技術の調査・導入の推進に努めており、この一環として、昨年度から、基礎（要素）技術研究に関するテーマを選定し、企業のみならず、各種の研究機関に対しても幅広く公募



実験準備を行う隊員

する調査研究事業を新たに導入した。こうした事業を活用することにより、これまで防衛省と直接関連のなかった研究機関や企業からも、優れた技術を幅広く導入することを目指している。

また、民生技術の取り込みとともに、防衛省の研究開発の成果を民間に波及させることも重要である。自衛隊機として開発された航空機の民間転用について、これらの航空機の調達価格の低減につながる可能性もあることなどから、防衛省は、民間航空機開発推進関係省庁協議会³⁾を通じ、関係省庁と連携しながら、この推進に協力している。

1) <<http://www.mod.go.jp/trdi/>>参照

2) ①装備品の原型の試作などを行い、それを運用者と見込まれる各自衛隊の評価に供し、じ後の研究開発や調達などに反映していく「運用実証型研究」の導入、
②開発着手時に最終的に達成すべき要求性能を設定せず、着手後においても、要求性能の精度を高めたり、最新の軍事科学技術を取り入れたたりすることを可能とする「進化的開発」の導入

3) わが国の産業構造の高度化および産業技術の発展、波及を図る上で重要なわが国主導の民間航空機・エンジンの開発を推進する観点から、03（平成15）年9月、防衛庁（当時）、文部科学省、経済産業省および国土交通省によって設置されたもの。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

研究開発（新戦車）に携わる技官の声

技術研究本部陸上装備研究所システム研究部戦闘車両システム研究室長
防衛技官 博士（工学）志村明彦 しむらあきひこ

私は戦闘車両システムについての研究や性能評価を行う研究室の室長をしています。

現在、私の研究室は新戦車の技術試験を担当しています。技術試験とは、試作品が必要とされる性能を有しているかどうかを評価するための試験です。試作品は技術試験による評価を受けた後、部隊による実用試験を経て、装備品として採用の可否が決定されることになります。

戦車は「火力」、「機動力」、「防護力」の3つの要素を高度にシステム化した装備であり、評価すべき項目は多岐にわたります。特に、この新戦車は従来からの3つの要素に加え「通信・情報」を強化したIT戦車であり、また高い性能を持つため、高度な試験が要求されます。

試験の際は、研究室員を中心に陸上自衛隊からの支援隊も加え、試験隊を編成します。また、戦車の性能をあらゆる技術的観点から評価するため、所内の他研究室や場合によっては他研究所などの専門技術者にも参加してもらいます。陸上自衛隊の演習場や技術研究本部の試験場などで実施しますので、長期間出張することになりますが、試験は出張期間中だけではなく、その前後の準備やデータ整理がとても大切です。周到な準備や綿密なデータ整理なくしては正しい評価は得られません。そのため腰を据えた取り組みをしたいのですが、各種の試験が中断なく続きますので、試験隊要員の確保にはいつも苦労させられます。

室長としての仕事は管理業務が多いため、室員だった頃と比べると自らが試験に参加することは少ないのですが、平成19年度は試験隊長として2つの試験を指揮しました。そのうちの上富良野演習場で行った試験は、新戦車が走行しつつ、動いている目標を射撃するもので、技術試験の中でも技術的に最も高度なものの一つです。厳寒の積雪地での実施ということもありさまざまな苦労がありましたが、標的の中央付近に弾痕が集中しているのを確認したときは、新戦車の性能に驚嘆するとともに、自分たちの試験の成功をうれしく、また誇らしく感じました。

新戦車の技術試験は平成21年度まで続きますので、これから多忙な日々が続くと思いますが、将来の陸上装備の骨幹となるであろう新戦車を、要求性能を満足する素晴らしいものとして折り紙つきで陸上自衛隊に引き渡せるよう、研究室の皆と頑張っていきたいと思います。



技術試験を行う志村室長



研究開発中の新戦車